破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９号
兵庫県朝来市新井757番地１
破産者　椿野　恒男
１　決定年月日　平成27年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
鹿児島県鹿児島市城山町６番19号（グリーンヒルズれいめい202号）
破産者　下村希味子
１　決定年月日　平成27年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８３２号
札幌市中央区北３条西30丁目２番13―201号
破産者　松岡祐美子
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５号
釧路市大楽毛３線182番地　エーコー大楽毛B106
破産者　鈴江　洋記
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４６号
釧路市昭和町２丁目16番２号
破産者　鈴江美和子（旧姓堤・伊東）
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６２号
茨城県ひたちなか市北神敷台10番地９、旧住所茨城県ひたちなか市大字中根5118番地１　ストロベリーフィールズＤ棟101号
破産者　小林　卓矢
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２７号
茨城県水戸市栄町１丁目10番10―412号　レスカールマンション第Ⅱ
破産者　亀山　秀昭
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１７号
群馬県前橋市三俣町２丁目27番地17
破産者　**德**田　喬也
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８号
群馬県前橋市三俣町２丁目27番地17
破産者　**德**田　正惠
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１号
埼玉県所沢市小手指町４丁目19番地の８　キングスヴィレッジ706
破産者　勝又　一成
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７０号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘２丁目11番５―405号　アメニティ松ヶ丘Ｂ棟、前住所埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番13―204号　グリーンタウン松ヶ丘
破産者　谷内　秀文
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６８８号
横浜市南区宮元町２丁目37番地　モルゲンロート蒔田504号
破産者　門井　幸夫
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５１号
神奈川県藤沢市立石１丁目19番Ｅ―302号
破産者　輿石千華子（旧姓海老）
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
富山県黒部市田家新869番地３
破産者　堀一　晴代
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第１７号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立1105番地１
破産者　宮本　厚士
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
静岡市葵区平和２丁目10番22号
破産者　中村　享代
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７７号
静岡県御殿場市萩原549番地の１　フォンテーヌ並木401、前住所静岡県御殿場市保土沢384番地の１
破産者　山本　　亘
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
静岡県駿東郡長泉町竹原336番地の３　レオパレス勇峰105号
破産者　渡邉　和広
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５７０号
愛知県弥富市平島東２丁目44番地
破産者　峯野　孝之
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部